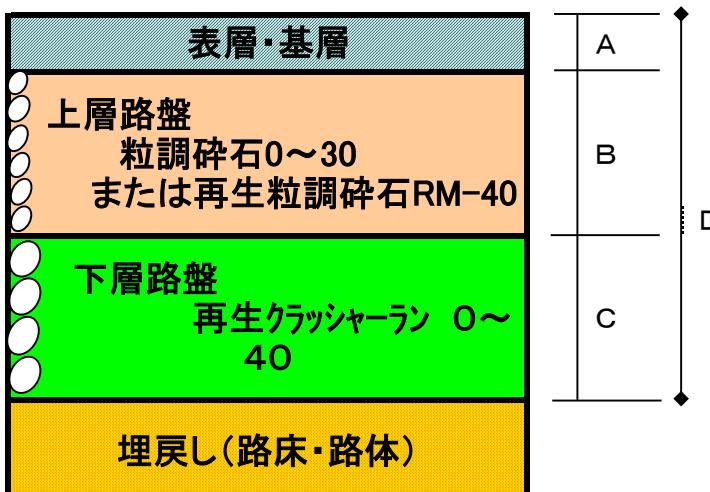


# 道路工事に係る指示書及び舗装(復旧)構造等について (道路法第24条、第32条)

※工事については、道路河川課担当職員と事前協議を十分行うこと。

## ■路盤の構成について



※路床・路体については、道路管理者と事前に協議を行うこと。

	A	B	C	D	適用の範囲
①	5 (10)	23	24	52	1・2級、幅員5、5m以上の道路 ※二層(表層基層)の場合の路盤構成については、路線により異なるため事前に確認すること。
②	5	15	20	40	幅員4m以上5、5m未満の道路、開発区域内の幹線道路
③	5	10	20	35	幅員4m未満の道路

※ 歩道(浸透性舗装及び路盤)については全幅員を復旧範囲とする。

歩道及び歩道部分の出入口については別紙「車両出入口歩道断面構成」を参照のこと。

★仮復旧は、表層まで即日で実施すること。

★一時仮復旧から本復旧までの自然転圧期間は1ヶ月以上取り、かつ本復旧は3か月以内に実施すること。

★掘り返しの規制について

道路構造の保全及び円滑な交通を確保するため、次のとおり掘り返しの制限をする。

○ 1級、2級及び幅員5.5m以上の幹線となる市道

◇ A s 2層・・・・3年

◇ A s 1層・・・・2年

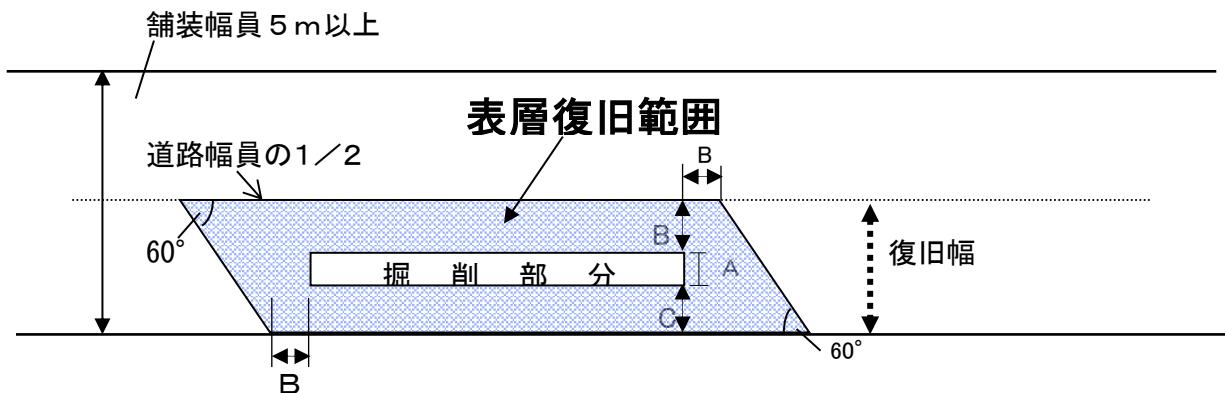
○ その他の市道

◇ A s 2層・・・・2年

◇ A s 1層・・・・1年

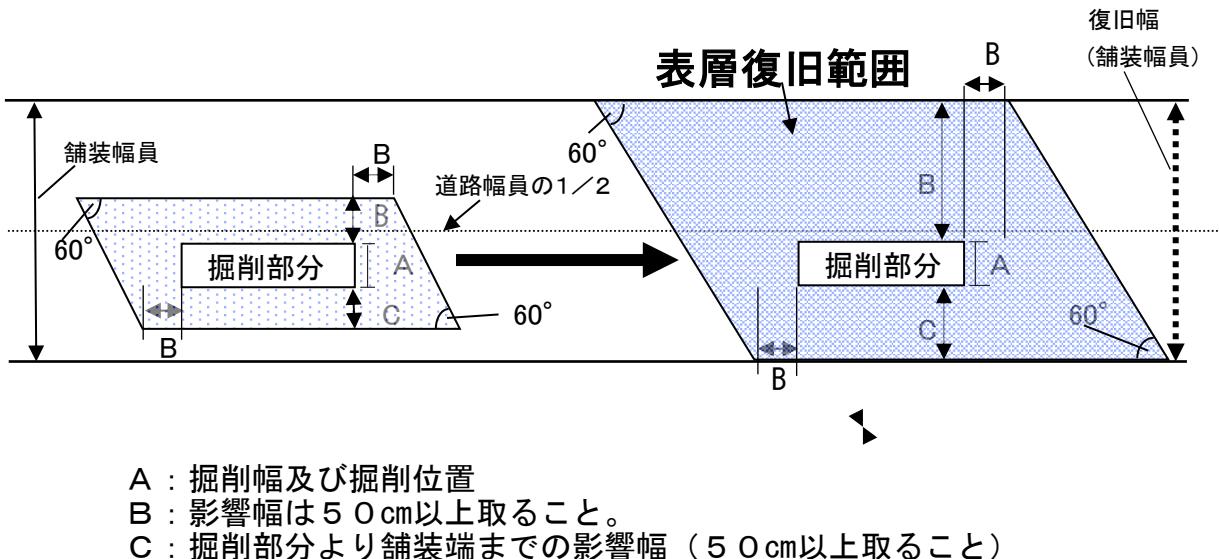
## ■舗装復旧方法（縦断掘削の場合）

- ①舗装幅員 5 m以上の路線において、掘削幅と影響幅を加えた幅（A+B+C）が舗装幅員の1/2を超えない場合は舗装幅員の半分を本復旧する。



- ②舗装幅員 5 m以上の路線において、掘削幅と影響幅を加えた幅（A+B+C）が舗装幅員の1/2を超える場合は舗装幅員の全幅を本復旧する。

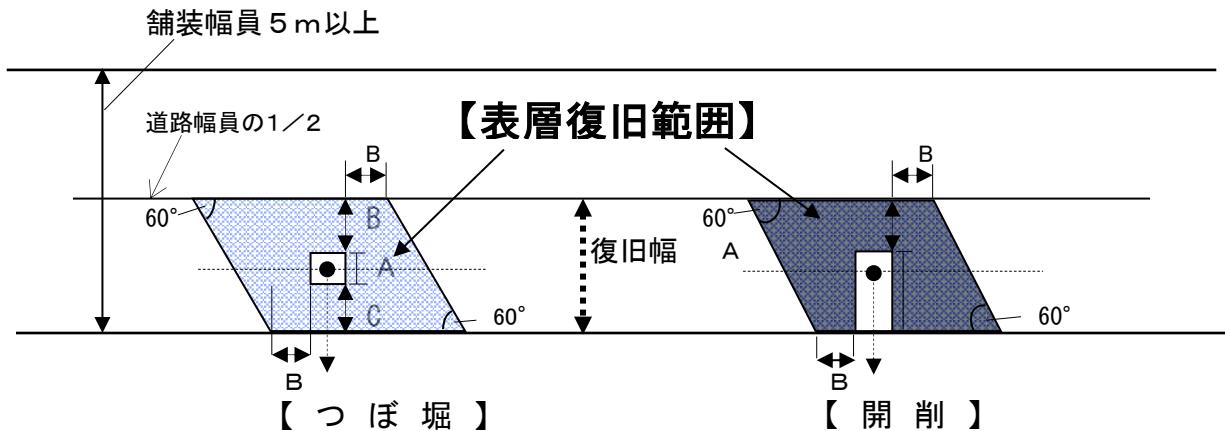
- ③舗装幅が 5 m未満の路線の場合は、舗装幅員の全幅を本復旧する。



- ※上記の影響範囲をとった後、1.2m以内に舗装の継ぎ目がある場合、  
その部分も影響範囲として舗装復旧すること。  
※現場の状況により管理者との協議を十分に行うこと。  
※影響部分にかかるセンター・ライン等の標示線は復元すること。

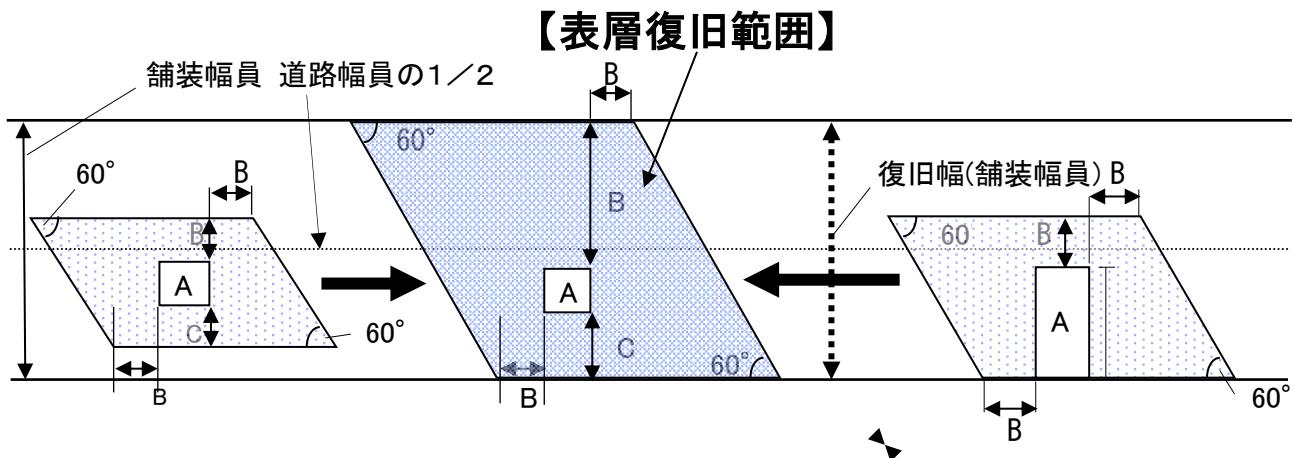
## ■舗装復旧方法（つぼ堀・片側開削の場合）

- ①舗装幅員 5 m以上の路線において、掘削幅と影響幅を加えた幅（A+B+C）が舗装幅員の1/2を超えない場合は舗装幅員の半分を本復旧する。



- ②舗装幅員 5 m以上の路線において、掘削幅と影響幅を加えた幅（A+B+C）が舗装幅員の1/2を超える場合は舗装幅員の全幅を本復旧する。

- ③舗装幅が 5 m未満の路線の場合は、舗装幅員の全幅を本復旧する。



A : 掘削幅及び掘削位置

B : 影響幅は 50 cm以上取ること。

C : 掘削部分より舗装端までの影響幅（50 cm以上取ること）

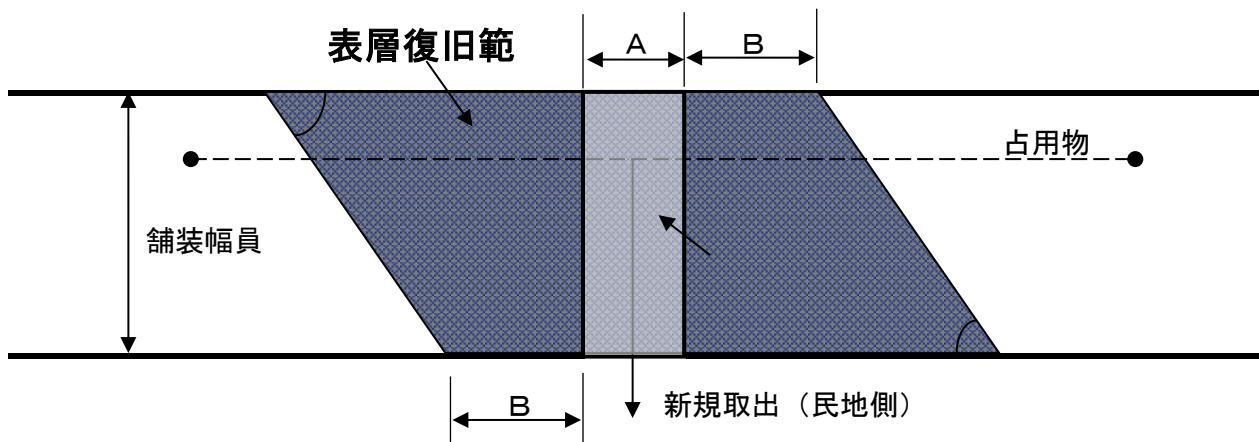
※上記の影響範囲をとった後、1.2 m以内に舗装の継ぎ目がある場合、  
その部分も影響範囲として舗装復旧すること。

※現場の状況により管理者との協議を十分に行うこと。

※影響部分にかかるセンター・ライン等の標示線は復元すること。

## ■舗装復旧方法（横断掘削の場合）

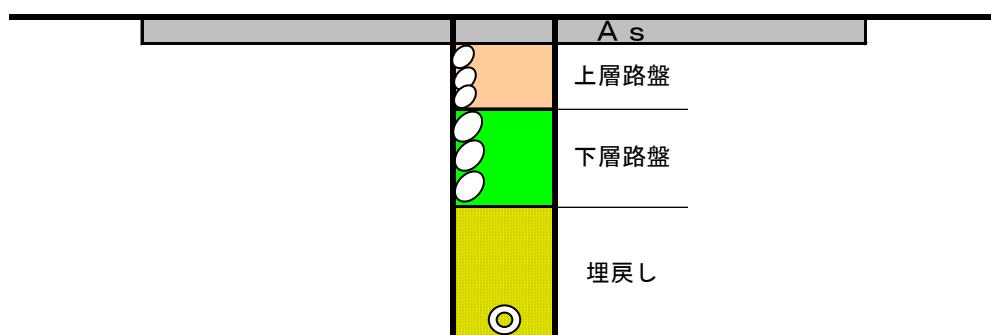
平面図



A : 堀削幅 B : 影響幅 : 50cm以上

- ①横断掘削による舗装復旧については全面復旧とする。
- ②影響部分にかかるセンターライン等の標示線は復元すること。
- ③上記の影響範囲をとった後、1. 2m以内に舗装の継ぎ目がある場合は、その部分も影響範囲とし舗装復旧すること。  
現場の状況により管理者との協議を十分に行うこと。

断面図

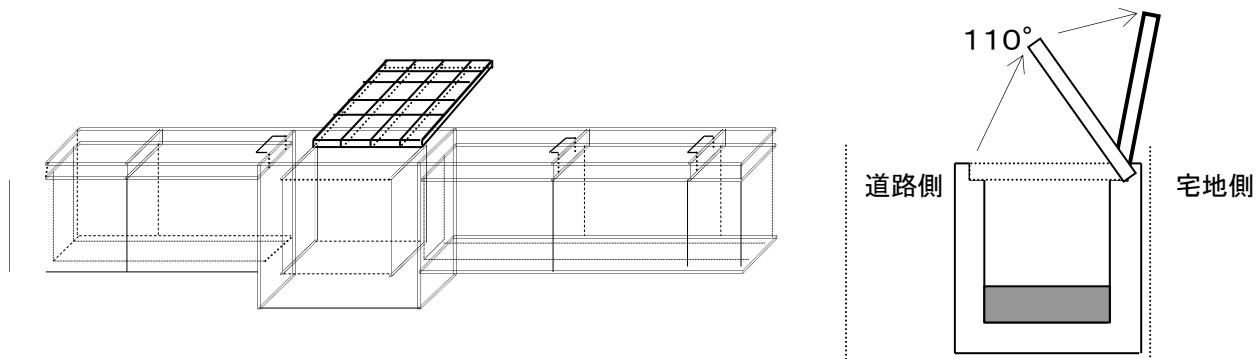


※暗渠、管渠等を道路横断施工する場合

- 土被り0から高土被りまで広範囲な現場に対応でき、現場での補強コンクリートが不要な製品を使用すること。  
例:「遠心ボックスカルバート(CSB)」、「バイコン台付管(台付鉄筋コンクリート管)」等
- U字側溝等の既設排水設備に接続する際には、底面からのクリアランス(10~15cm)を充分にとり、かつ逆流しないように施工すること。

## ■集水枠(グレーチングT-25、110°開閉式)について

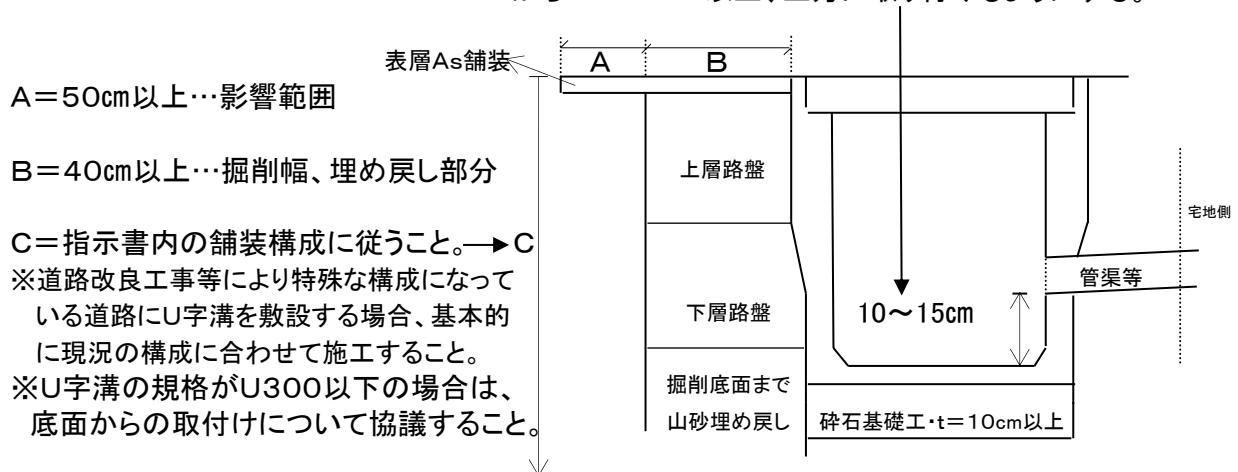
グレーチングの開閉方向については、道路から民地側へ開閉できるように施行すること。  
※但し、設置箇所を車両等が通過する場合、開閉方向については別途協議すること。



## ■U字溝を敷設する場合の舗装復旧方法

### ■取付け管について「断面図」

※土砂等の排水管への流出(逆流)を防ぐために、集水枠底面から10~15cm以上、上方に取り付けるようにする。



## 車両出入口部（歩車道境界ブロックの切下げ幅）の設置基準について

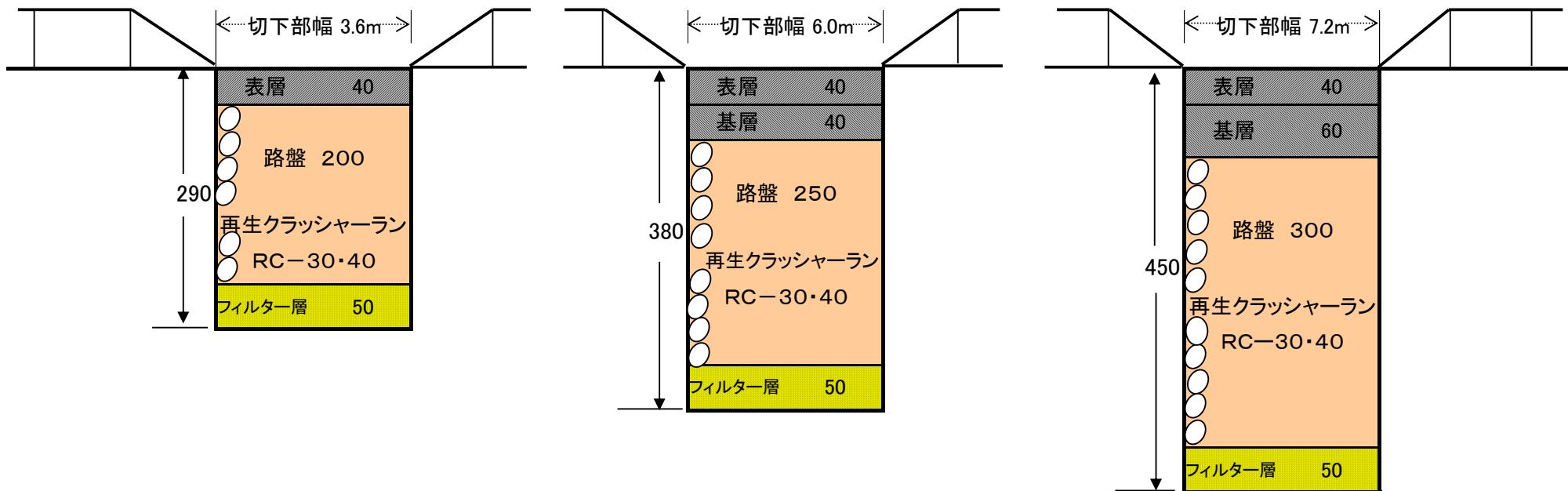
車両出入口施設の設置にあたっては、歩行者の安全及び利便性を考慮し、適切な設置位置の選定を行うとともに、必要以上に切下げ幅を広げないものとする。

また、車両出入口施設は1か所を原則とする。ただし、業務上、出入口を別にする場合等で、2か所とすることができる。

車両出入口部の設置基準

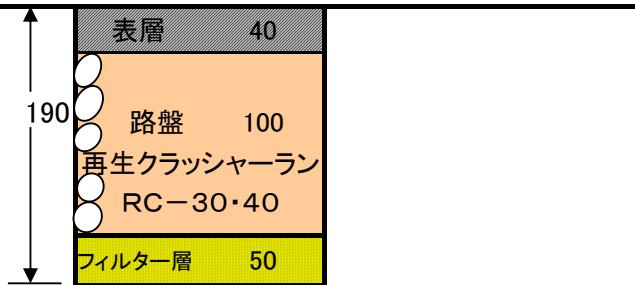
区分	総重量	車種別区分			切下げ幅
		車種	幅	長さ	
A	0～1t	軽自動車	1.3m未満	3.0m未満	1.8m
B	1～4.5t	乗用車 小型トラック 等	1.3～2.5m未満	3.0～5.0m未満	3.6m
C	4.5t以上	普通貨物 トラック 等	2.0～2.5m未満	7.5m未満	6.0m
D	4.5t以上	普通貨物 トラック 等	2.0～2.5m未満	10.0m未満	7.2m
E	4.5t以上	普通貨物 トラック 等	2.0～2.5m未満	12.0m未満	9.0m
F	4.5t以上	トレーラー等	2.0～2.5m未満	12.0m越	別途協議

## 車両出入口歩道断面構成

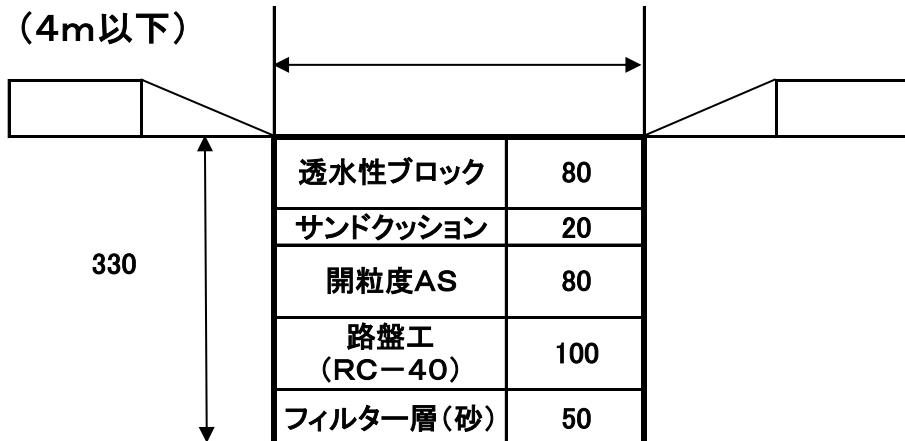


### 通常の歩道部

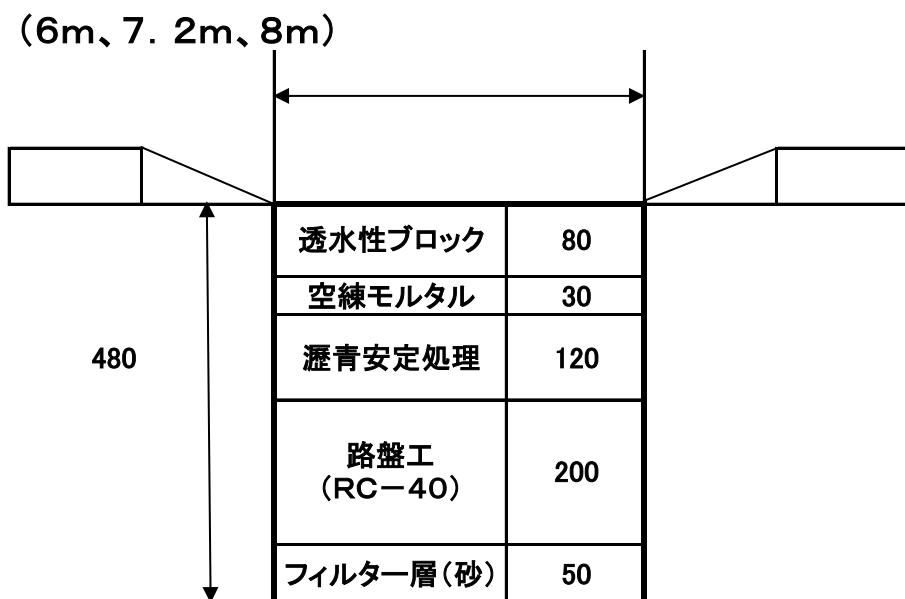
(注)透水性を高めるために乳剤(プライムコート・タックコート)は実施しない。



## 車両出入口歩道断面構成(八街駅北側地区土地区画整理事業地内)



※記載以外の乗り入れ幅にする場合は、別途道路管理者と協議すること。



## 道路法24、32条に係る道路工事主任技術者の設置について

公共性のある工作物に関する重要な工事では、元請け・下請けに関わらず、工事現場ごとに専任で主任技術者を置かなければなりません。

「専任」とは、「他の工事現場の主任技術者との兼任を認めないこと」で、常駐で当該建設工事現場に置かなければなりません。

工事現場の主任技術者の職務は、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督等をつかさどるものです。

イ. 国土交通省令で定める指定学科を卒業し、

- ・高等学校卒業後 実務経験を5年以上有する者
- ・大学、高等専門学校卒業後 実務経験を3年以上有する者

ロ. 建設工事に関し10年以上実務経験を有すること。

ハ. 国土交通省が、イまたはロと同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認定した者

(1・2級土木施工管理技士国家資格所有者等)